

(地Ⅲ173F)

平成21年11月11日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザA（H1N1）ワクチンの小児への  
接種時期の前倒し等に関する検討について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、全国的に新型インフルエンザの本格的な流行が始まっております。特に、小児の間で感染が拡がるとともに、基礎疾患を持つ5～14歳までの者や、基礎疾患を持たない小児で重症化する事例が多く見られるようになってきており、この傾向は今後も続くものと考えられます。

今般、このような状況を鑑み、別添のとおり、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より、都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛、新型インフルエンザA（H1N1）ワクチンの小児への接種時期の前倒し等に関する検討について事務連絡がなされ、本会に対しても、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、下記の内容について都道府県と協議のうえご対応方よろしくお願い申し上げますとともに、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 現在の流行状況を踏まえた小児に対する接種開始時期の前倒しについて

11月6日からワクチンの第3回の出荷が行われており、各都道府県においては、主に妊婦及び基礎疾患を有する方への接種等を前提として準備が進められているところであるが、現在の流行状況を踏まえ、第3回の出荷分について、各都道府県のワクチンの流通・在庫状況や医療機関の対応状況を把握した上で、

可能であれば、(1) 基礎疾患を有する者（その他）の中で小学校4年生から中学校3年生に相当する者における11月中旬からの接種について、(2) 幼児（1歳から就学前）における11月中旬からの接種について、(3) 小学校低学年（1～3年生）における11月中旬からの接種について検討すること。

## 2. 小児に対する医療機関以外の接種場所の確保について

小児の間で感染が拡大し、地域によっては小児科に患者が集中している状況の中で、多数の小児がワクチン接種を行うために小児科を受診することによって、更に小児科の負担が増大することが懸念される。

については、各都道府県及び市町村において、受託医療機関や郡市区医師会等との調整のうえ、接種場所として保健センターや保健所などの活用を、再度検討すること。

## 3. 新型インフルエンザ感染者に対する周知について

基本的に新型インフルエンザに既に感染した者については、免疫が獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられ、また、現在、厚生労働省が行っているサーベイランスによると、現在、国民が罹患しているインフルエンザの大部分は新型インフルエンザウイルスによるものである。

このため、本年の夏以降、A型のインフルエンザと診断された者については、新型インフルエンザに既に感染した可能性が高いと考えられ、なお、PCR検査により新型インフルエンザに罹患したことが確定した方については、ワクチン接種は必要ないと考えられる。

A型のインフルエンザに罹患したと考えられる方が、ワクチンの接種を希望される場合は、上記についてご理解いただいた上で、医師と相談し、接種の有無について判断していただきたい旨、周知すること。

事 務 連 絡

平成 21 年 11 月 6 日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチンの  
小児への接種時期の前倒し等に関する検討について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力いただき、誠に有り難うございます。

現在、全国的に新型インフルエンザの本格的な流行が始まっています。特に、小児の間で感染が広がるとともに、基礎疾患を持つ 5～14 歳までの者や、基礎疾患を持たない小児で重症化する事例が多く見られるようになってきており（別紙参照）、この傾向は今後も続くものと考えています。

つきましては、お忙しい中大変恐縮ですが、下記の内容について対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 現在の流行状況を踏まえた小児に対する接種開始時期の前倒しについて

10 月 27 日の事務連絡において連絡したとおり、11 月 6 日からワクチンの第 3 回の出荷を行うこととなっています。

各都道府県においては、10 月 27 日の事務連絡に基づき、主に妊婦及び基礎疾患を有する方への接種等を前提として準備を進められていると思います。

しかしながら、現在の流行状況を踏まえ、第 3 回の出荷分について、各都道府県のワクチンの流通・在庫状況や医療機関の対応状況を把握した上で、可能であれば、小児等の接種時期の前倒しについて下記 3 点を検討いただくようお願いいたします（図 1 参照）。

- ・ 基礎疾患を有する者（その他）の中で小学校 4 年生から中学校 3 年生に相当する者における 11 月中旬からの接種について
- ・ 幼児（1 歳から就学前）における 11 月中旬からの接種について
- ・ 小学校低学年（1～3 年生）における 11 月中旬からの接種について

なお、今回の対応については、従来の実施要綱・要領の範囲内のものであり、接種順位の入替えを行うものではありません。

## 2. 小児に対する医療機関以外の接種場所の確保について

上記のとおり、小児の間で感染が拡大し、地域によっては小児科に患者が集中している状況にあります。このような状況の中で、多数の小児がワクチン接種を行うために小児科を受診することによって、更に小児科の負担が増大することが懸念されます。

については、各都道府県及び市町村において、受託医療機関や郡市医師会等と調整いただき、接種場所として保健センターや保健所などの活用を、再度ご検討いただくよう、お願いします。

保健センター等を活用する例として、次のような方法が想定されるので参考として下さい。

(例1) 市町村が中心となり、当該市町村に所在する受託医療機関を募って特定の学校・学年の児童等を集めて保健センター等で接種する方法

(例2) 郡市区医師会が中心となり、受託医療機関の管理者が当該医師会の会員となっている医療機関を募って、保健センター等に当該地域の児童を集めて接種する方法

(例3) 小学校の校医が勤務している受託医療機関が、保健センターに特定の学年ごとの児童を集めて接種する方法

なお、保健センター等を活用する際には、実施要綱・要領に基づき、予診により被接種者の健康状態の把握に努めるとともに、被接種者に十分説明し同意を得るなど、安全性の確保に留意して下さい。

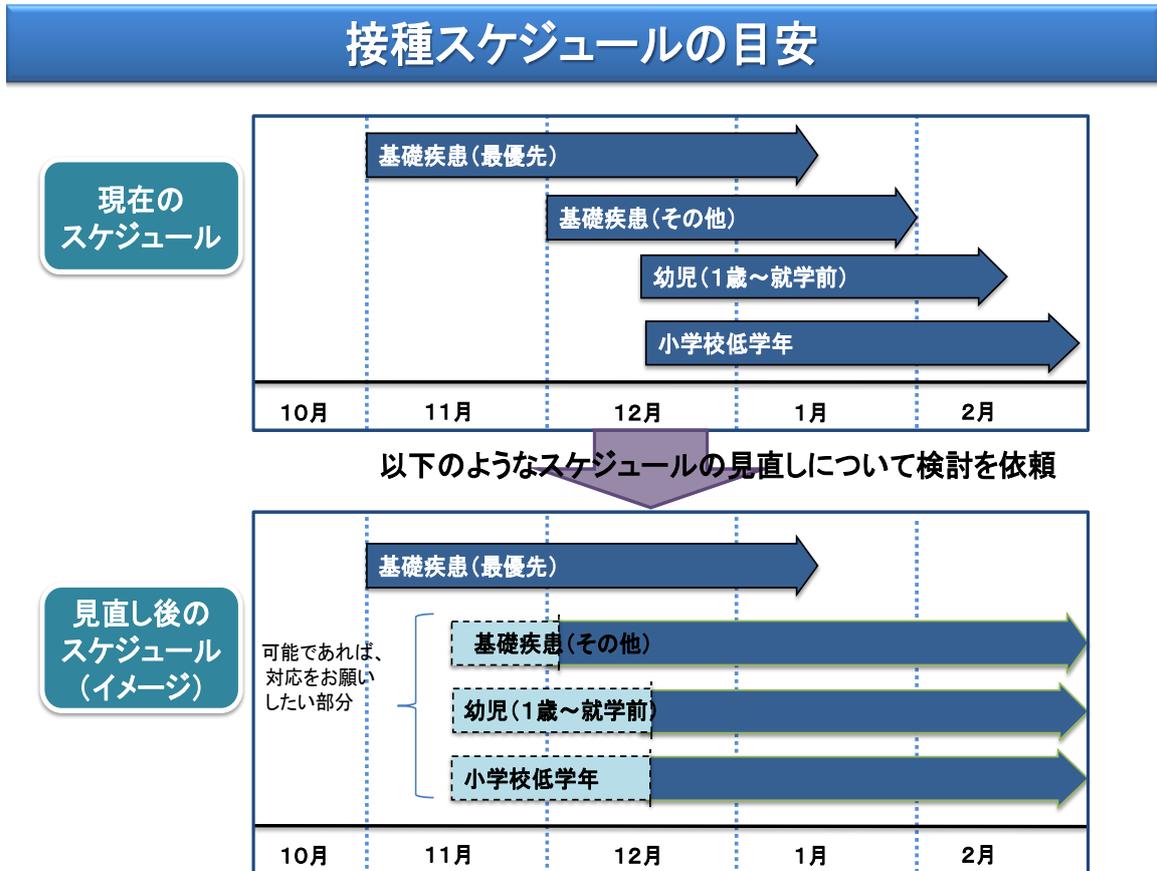
## 3. 新型インフルエンザ感染者に対する周知について

基本的に新型インフルエンザに既に感染した者については、免疫が獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられます。

また、現在、厚生労働省が行っているサーベイランスによると、現在、国民が罹患しているインフルエンザの大部分は新型インフルエンザウイルスによるものです。このため、本年の夏以降、A型のインフルエンザと診断された者については、新型インフルエンザに既に感染した可能性が高いと考えられます。なお、PCR検査により新型インフルエンザに罹患したことが確定した方については、ワクチン接種は必要ないと考えられます。

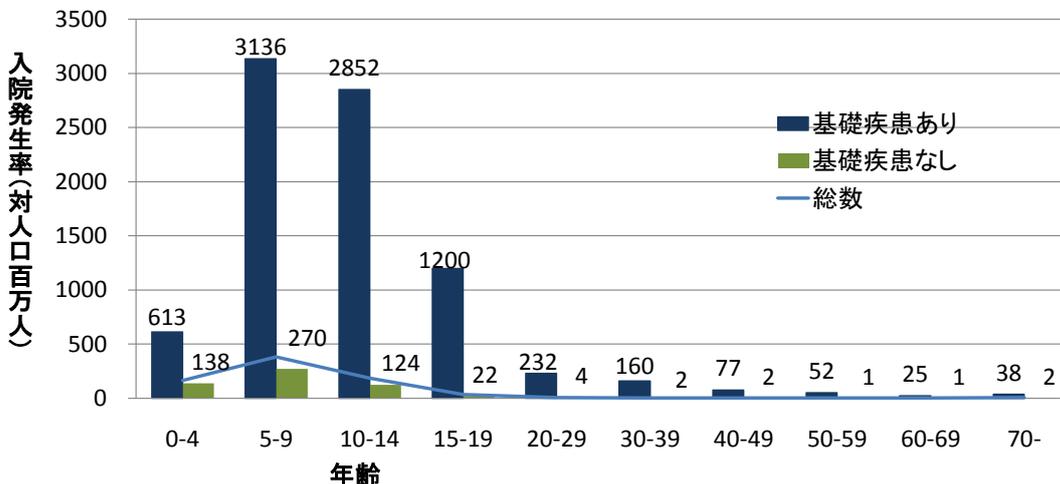
A型のインフルエンザに罹患したと考えられる方が、ワクチンの接種を希望される場合は、上記のことをご理解いただいた上で、医師と相談し、接種の有無について判断していただきたい旨、周知をお願いします。

図1 スケジュール一部前倒しのイメージ



年齢階級別・基礎疾患の有無別の入院発生率（推計）

年齢階級別入院患者数(人)／年齢階級別対象人口(推計)(人)



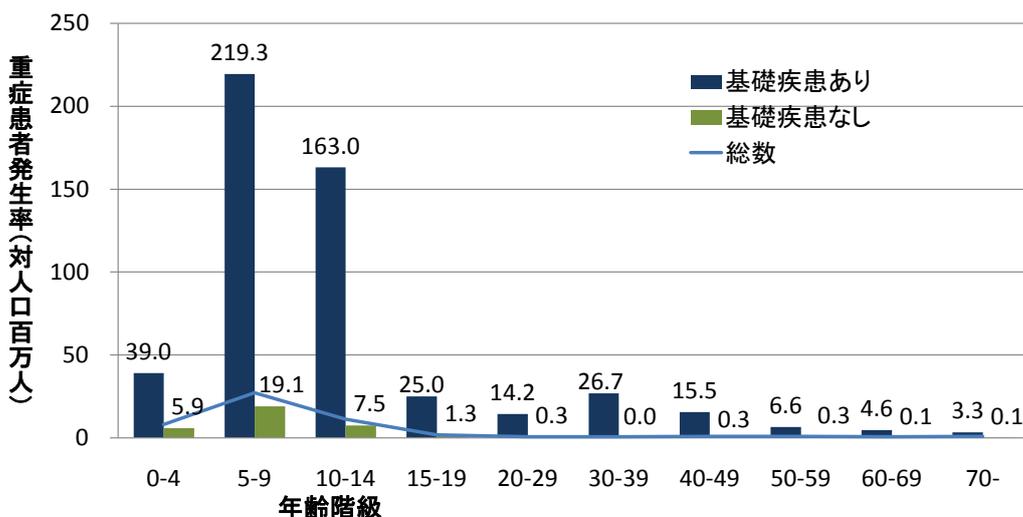
※年齢階級別入院患者数は、7月28日時点で入院中の患者または7月29日以降11月3日までに入院した患者の累計数  
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)」年齢(5歳階級)男女別, 総務省 統計局  
 「平成17年患者調査」, 厚生労働省大臣官房統計情報部  
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

年齢階級別・基礎疾患の有無別の重症患者発生率（推計）

年齢階級別重症患者数／年齢階級別対象人口(推計)

重症患者の定義: 脳症または人工呼吸器使用



※年齢階級別重症患者数は、7月28日時点で重症の患者または7月29日以降11月3日までに重症と確認された患者の累計数  
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)」年齢(5歳階級)男女別, 総務省 統計局

「平成17年患者調査」, 厚生労働省大臣官房統計情報部  
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部  
 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成